

議案第15号

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、三朝町が設置する調理センター（以下「調理センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 調理センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三朝町調理センター	三朝町大字本泉430番地

（管理運営）

第3条 調理センターは、三朝町教育委員会が管理運営する。

（職員）

第4条 調理センターに必要な職員を置く。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、調理センターの管理及び運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。